

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	宇佐地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 梶田 實義

再生委員会の 構成員	大分県北部振興局農山漁村振興部水産班、宇佐市経済部林業水産課、 大分県漁業協同組合宇佐支店
オブザーバー	無し

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	大分県宇佐市地域 漁協組合員235名 小型底曳き網66名、建網67名、流し網7名、 柵網4名、採貝・採藻64名、のり養殖2名、 一本釣り16名、その他9名
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

宇佐市の水産業は、古くから県北の中核漁業基地として非常に重要な役割を担っている。この海域は、遠浅で広大な干潟を有しており、魚介類の産卵・育成の場として、また、重要な漁場として利用されており、アサリやハマグリ、マテ貝などの貝類から、クルマエビやガザミなどの甲殻類、さらにはタイやスズキ、ハモ、カレイ類などの魚類が多種多様に漁獲されている。

しかし、最近では、漁獲量の減少や魚価の低迷等により漁業経営は非常に厳しく、また、漁業従事者も高齢化と新規従事者の確保ができないことから減少するなど、水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

漁獲量の減少や景気の悪化、魚離れによる消費量の伸び悩み等による魚価の低迷、さらに、流通体制の脆弱化等により漁業収入は年々減少傾向にある。一方、支出は漁船燃料や漁業資材など漁業経費の高騰により年々増えており、厳しい経営状況となっている。

また、時代の進展に伴い漁場環境は変化し、かつての豊かな漁場は豊かさの代償であるゴミなどの海底堆積量の増加に加え、生活雑排水の流入による水質悪化や干潟域のヘドロ化・硬化などにより、漁場の生産機能は年々低下している。

(2) その他の関連する現状等

厳しい現状を乗り越え、宇佐市の漁業の再生に向けた「宇佐管内漁業3年再生計画」（第1期計画）を平成22年3月に策定して、平成22年度から平成24年度の3カ年で計画的に漁業再生に向けた各種取組を推進した。第1期計画終了に伴い策定した報告（評価・課題、方向性）を反映した次期計画を策定し、宇佐管内漁業の再生を図る取組を推進・発展していくため、「第2期宇佐管内漁業3年再生計画」を平成25年7月に策定し、平成25年度から平成27年度の3カ年で全力をあげて取り組んでいる。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

水産業を取り巻く環境は、幾多の要因により漁業経営の悪化が顕著であり、極めて厳しい状況と言わざるを得ないが、漁業の重要性を認識し次世代へ引き継いでいくための方策を見出していくことが重要であり、漁業者の総力を挙げて漁業再生へ向けて、次の基本方針を設定する。

○漁業経営の安定を目指した流通基盤の推進と漁業コストの削減を図る。

漁獲量の減少や魚価の低迷、燃料の高騰などにより漁業者は厳しい漁業経営を強いられている状況である。

そのため、漁業者が連携して水産物のブランド化や共同出荷、「浜の市」を主とした直売などを推進するとともに、船底清掃や減速航行、省エネ機器導入など、燃油使用量の削減により漁業経営の向上を図る。

○漁場の生産性を向上させ、豊かな海に蘇らせるよう漁場生産基盤の整備を図る。

かつては多種多様な魚介類の宝庫であった豊かな漁場は、ビニール袋や空き缶等のゴミの堆積増加や干潟域のヘドロ化・硬化による環境変化により、漁場の生産機能は著しく低下し魚介類が生息・成長しにくい環境となっている。

そのため、水産資源の回復を図る取り組みとして、魚介類の産卵及び育成の場である干潟域の生息環境の改善や、漁場内に堆積したゴミの除去や耕耘、増殖場（藻場）の造成、種苗放流による資源の維持回復、体長制限遵守や乱獲防止による資源保護など、阻害要因を除去し豊かな漁場へ再生する。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

大分県漁業調整規則及び大分海区漁業調整委員会指示に基づき、体長制限や採捕禁止期間・区域を遵守する。また、資源管理計画（大分県漁業協同組合宇佐支店作成）に基づき、休漁日や抱卵ガザミ保護・クルマエビ体長制限（規則上乘せ）を遵守する。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

（取組内容については、取り組みの進捗状況や得られた成果等を踏まえて必要に応じて見直すこととする。）

1年目（平成26年度）

漁業収入向上のための取組	<p>○共同出荷</p> <p>小型底曳き網及び建網漁業者は、県外市場（大阪市等）へ視察及び協議、商談を行い、旬（1－3月）のガザミを“豊幸がに”として、タグやステッカーを添付して、県外市場（大阪市等）へ出荷することで、認知度を高め流通の拡大に取組む。</p> <p>漁協は、その他の魚種についても関係漁業者と連携しつつ、同様の共同出荷の可能性について検討する。</p> <p>○直売（宇佐市長洲「浜の市」）</p> <p>全漁業者は漁協とともに、3月から12月の間の毎月最終日曜日に「浜の市」を開催し、水揚げした魚介類等を直接販売することで、販路の拡大と魚価の向上に取組む。</p> <p>浜の市については、先進地視察等により多くの情報を収集するとともに、消費者の反応等を分析し、集客率や販売数量の拡大について検討し、改善策（魚介類の2回に分けた販売、イカつかみ取り、競り体験、水族館移動教室などの集客イベント等）を随時実施する。更に、関係者間で常設の直売所の設置について検討する。</p> <p>また、大都市圏（福岡市等）で、直売会等を開催し、宇佐水産物の普及とPRを図る。</p> <p>○加工品開発の推進</p> <p>漁協女性部は漁業者の協力を得て、地元の旬の食材を利用した商品（ハモ丼、イカ天井、タコ飯等）を開発する。25年度に浜の市で試験的に販売した結果を踏まえ、引き続き、商品開発を行い浜の市で年間を通じて販</p>
--------------	--

	<p>売し、消費者の反応等を得る。</p> <p>また、漁協は6次産業と連携し骨切りハモの販売を推進する。</p> <p>○種苗放流・資源保護</p> <p>採貝漁業者は、アサリ母貝の放流及び稚貝の管理・保護を実施する。今年度は、25年度に実施した稚貝管理・保護（被覆ネット等）試験の結果に基づき、具体的な実施計画を策定する。</p> <p>建網漁業者は、クルマエビ種苗を囲い網により中間育成後、放流する。</p> <p>小型底曳き網漁業者は、コシエビ種苗を放流する。</p> <p>小型底曳き網及び建網等漁業者は、ガザミ種苗を放流するとともに、抱卵したガザミについては、資源保護のため船上再放流（甲羅に白ペンでトルナと記載）及び漁港内で畜養し孵化させた後に再放流する。</p> <p>流し網漁業者はサワラ種苗を放流する。</p> <p>種苗放流にあたっては、漁業者は、県等関係機関とともに効果的な放流手法等について調査研究する。</p> <p>○干潟再生</p> <p>全漁業者は、干潟域の「耕うん」「食害生物の除去（魚類）」「潮流を制御し渦流を発生させる構造物を設置し稚貝等の沈着促進」「好漁場へのアサリの移植」を実施し、県等の指導をうけながら取組効果のモニタリングを行い、生産機能が低下した干潟を再生することで資源量及び漁獲量の増大に取組む。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業収入を2.3%向上する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>○省燃油活動の推進</p> <p>漁業者（採貝・採藻を除く）は、定期的な船底清掃による抵抗削減や減速航行、積載物の軽量化等により燃費の向上に取組む。</p> <p>○省エネ機器の導入</p> <p>小型底曳き網及びのり養殖漁業者（一部のみ）は、省エネ性能の優れた機器の導入により燃費の向上に取組む。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業コストを4.0%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産多面的機能発揮対策事業 省燃油活動推進事業 省エネ機器等導入推進事業</p>

2年目（平成27年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>○共同出荷</p> <p>小型底曳き網及び建網漁業者は、県外市場（大阪市等）へ視察及び協議、商談を行い、旬（1-3月）のガザミを“豊幸がに”として、タグやステッカーを添付して、県外市場（大阪市等）へ出荷することで、認知度を高め流通の拡大に取組む。</p> <p>漁協は、その他の魚種についても関係漁業者と連携しつつ、同様の共同出荷の可能性について検討する。</p> <p>○直売（宇佐市長洲「浜の市」）</p> <p>全漁業者は漁協とともに、3月から12月の間の毎月最終日曜日に「浜の市」を開催し、水揚げした魚介類等を直接販売することで、販路の拡大と魚価の向上に取組む。</p> <p>浜の市については、先進地視察等により多くの情報を収集するとともに、消費者の反応等を分析し、集客率や販売数量の拡大について検討し、改善策を随時実施する。更に、関係者間で常設の直売所の設置について検討する。</p>
---------------------	---

	<p>また、大都市圏（福岡市等）で、直売会等を開催し、宇佐水産物の普及とPRを図る。</p> <p>○加工品開発の推進 漁協女性部は漁業者の協力を得て、地元の旬の食材を利用した商品（ハモ丼、イカ天丼、タコ飯等）を開発する。引き続き、商品開発を行い浜の市で年間を通じて販売し、消費者の反応等を得る。 また、漁協は6次産業と連携し骨切りハモの販売を推進する。</p> <p>○種苗放流・資源保護 採貝漁業者は、アサリ母貝の放流及び稚貝の管理・保護（被覆ネット等）を26年度に策定した計画に基づき実施する。 建網漁業者は、クルマエビ種苗を囲い網により中間育成後、放流する。 小型底曳き網漁業者は、ヨシエビ種苗を放流する。 小型底曳き網及び建網等漁業者は、ガザミ種苗を放流するとともに、抱卵したガザミについては、資源保護のため船上再放流（甲羅に白ペンでトルナと記載）及び漁港内で畜養し孵化させた後に再放流する。 流し網漁業者はサワラ種苗を放流する。 種苗放流にあたっては、漁業者は、県等関係機関とともに効果的な放流手法等について調査研究する。</p> <p>○干潟再生 全漁業者は、干潟域の「耕うん」「食害生物の除去（魚類）」「潮流を制御し渦流を発生させる構造物を設置し稚貝等の沈着促進」「好漁場へのアサリの移植」を実施し、県等の指導をうけながら取組効果のモニタリングを行い、生産機能が低下した干潟を再生することで資源量及び漁獲量の増大に取組む。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業収入を2.3%向上する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>○省燃油活動の推進 全漁業者（採貝・採藻を除く）は、定期的な船底清掃による抵抗削減や減速航行、積載物の軽量化等により燃費の向上に取組む。</p> <p>○省エネ機器の導入 小型底曳き網及びのり養殖漁業者（一部のみ）は、26年度に導入した省エネ性能の優れた機器により燃費の向上に取組む。 漁協は、省エネ機器の導入について推進する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業コストを4.0%削減する。</p>
活用する支援措置等	水産多面的機能発揮対策事業

3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p>○共同出荷 小型底曳き網及び建網漁業者は、県外市場（大阪市等）へ視察及び協議、商談を行い、旬（1-3月）のガザミを“豊幸がに”として、タグやステッカーを添付して、県外市場（大阪市等）へ出荷することで、認知度を高め流通の拡大に取組む。 漁協は、その他の魚種についても関係漁業者と連携しつつ、同様の共同出荷の可能性について検討し、結論を得たものから試験的に実施する。</p> <p>○直売（宇佐市長洲「浜の市」） 全漁業者は漁協とともに、3月から12月の間の毎月最終日曜日に「浜の市」を開催し、水揚げした魚介類等を直接販売することで、販路の拡大と魚価の向上に取組む。</p>
--------------	---

	<p>浜の市については、先進地視察等により多くの情報を収集するとともに、消費者の反応等を分析し、集客率や販売数量の拡大について検討し、改善策を随時実施する。更に、関係者間で常設の直売所の設置について検討する。</p> <p>また、大都市圏（福岡市等）で、直売会等を開催し、宇佐水産物の普及とPRを図る。</p> <p>○加工品開発の推進 漁協女性部は漁業者の協力を得て、地元の旬の食材を利用した商品（ハモ丼、イカ天丼、タコ飯等）を開発する。これまでの販売結果等を踏まえ、売れ筋商品を選定し商品化を図る。</p> <p>また、漁協は6次産業と連携し骨切りハモの販売を推進する。</p> <p>○種苗放流・資源保護 採貝漁業者は、アサリ母貝の放流及び稚貝の管理・保護（被覆ネット等）を26年度に策定した計画に基づき実施する。</p> <p>建網漁業者は、クルマエビ種苗を囲い網により中間育成後、放流する。</p> <p>小型底曳き網漁業者は、ヨシエビ種苗を放流する。</p> <p>小型底曳き網及び建網等漁業者は、ガザミ種苗を放流するとともに、抱卵したガザミについては、資源保護のため船上再放流（甲羅に白ペンでトルナと記載）及び漁港内で畜養し孵化させた後に再放流する。</p> <p>流し網漁業者はサワラ種苗を放流する。</p> <p>種苗放流にあたっては、漁業者は、県等関係機関とともに効果的な放流手法等について調査研究する。</p> <p>○干潟再生 全漁業者は、干潟域の「耕うん」「食害生物の除去（魚類）」「潮流を制御し渦流を発生させる構造物を設置し稚貝等の沈着促進」「好漁場へのアサリの移植」を実施し、県等の指導をうけながら取組効果のモニタリングを行い、生産機能が低下した干潟を再生することで資源量及び漁獲量の増大に取り組む。</p> <p>○漁場環境改善 漁業者と漁協は、県に対して漁場堆積物の除去と耕耘による漁場環境改善の効果的な事業実施に協力する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業収入を6.7%向上する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>○省燃油活動の推進 全漁業者（採貝・採藻を除く）は、定期的な船底清掃による抵抗削減や減速航行、積載物の軽量化等により燃費の向上に取り組む。</p> <p>○省エネ機器の導入 小型底曳き網及びのり養殖漁業者（一部のみ）は、26年度に導入した省エネ性能の優れた機器により燃費の向上に取り組む。</p> <p>漁協は、省エネ機器の導入について推進する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業コストを4.0%削減する。</p>
活用する支援措置等	水産環境整備事業

4年目（平成29年度）

漁業収入向上のための取組	<p>○共同出荷 小型底曳き網及び建網漁業者は、県外市場（大阪市等）へ視察及び協議、商談を行い、旬（1-3月）のガザミを“豊幸がに”として、タグやステッカーを添付して、県外市場（大阪市等）へ出荷することで、認知度</p>
--------------	---

	<p>を高め流通の拡大に取り組む。</p> <p>漁協は、その他の魚種についても関係漁業者と連携しつつ、同様の共同出荷の可能性について検討し、結論を得たものから試験的に実施する。</p> <p>○直売（宇佐市長洲「浜の市」）</p> <p>全漁業者は漁協とともに、3月から12月の間の毎月最終日曜日に「浜の市」を開催し、水揚げした魚介類等を直接販売することで、販路の拡大と魚価の向上に取り組む。</p> <p>浜の市については、先進地視察等により多くの情報を収集するとともに、消費者の反応等进行分析し、集客率や販売数量の拡大について検討し、改善策を随時実施する。更に、関係者間で常設の直売所の設置について検討する。</p> <p>また、大都市圏（福岡市等）で、直売会等を開催し、宇佐水産物の普及とPRを図る。</p> <p>○加工品開発の推進</p> <p>漁協女性部は漁業者の協力を得て、地元の旬の食材を利用した商品（ハモ丼、イカ天井、タコ飯等）を開発する。これまでの販売結果等を踏まえ、売れ筋商品を選定し商品化を図る。</p> <p>また、漁協は6次産業と連携し骨切りハモの販売を推進する。</p> <p>○種苗放流・資源保護</p> <p>採貝漁業者は、アサリ母貝の放流及び稚貝の管理・保護（被覆ネット等）を26年度に策定した計画に基づき実施する。</p> <p>建網漁業者は、クルマエビ種苗を囲い網により中間育成後、放流する。</p> <p>小型底曳き網漁業者は、ヨシエビ種苗を放流する。</p> <p>小型底曳き網及び建網等漁業者は、ガザミ種苗を放流するとともに、抱卵したガザミについては、資源保護のため船上再放流（甲羅に白ペンでトルナと記載）及び漁港内で畜養し孵化させた後に再放流する。</p> <p>流し網漁業者はサワラ種苗を放流する。</p> <p>種苗放流にあたっては、漁業者は、県等関係機関とともに効果的な放流手法等について調査研究する。</p> <p>○干潟再生</p> <p>全漁業者は、干潟域の「耕うん」「食害生物の除去（魚類）」「潮流を制御し渦流を発生させる構造物を設置し稚貝等の沈着促進」「好漁場へのアサリの移植」を実施し、県等の指導をうけながら取組効果のモニタリングを行い、生産機能が低下した干潟を再生することで資源量及び漁獲量の増大に取り組む。</p> <p>○漁場環境改善</p> <p>漁業者と漁協は、県に対して漁場堆積物の除去と耕耘による漁場環境改善及び浅海域に増殖場（藻場）の造成の効果的な事業実施に協力する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業収入を7.2%向上する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>○省燃油活動の推進</p> <p>全漁業者（採貝・採藻を除く）は、定期的な船底清掃による抵抗削減や減速航行、積載物の軽量化等により燃費の向上に取り組む。</p> <p>○省エネ機器の導入</p> <p>小型底曳き網及びのり養殖漁業者（一部のみ）は、26年度に導入した省エネ性能の優れた機器により燃費の向上に取り組む。</p> <p>漁協は、省エネ機器の導入について推進する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業コストを4.0%削減する。</p>
<p>活用する支</p>	<p>水産環境整備事業</p>

援措置等	
------	--

5年目（平成30年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>○共同出荷 小型底曳き網及び建網漁業者は、県外市場（大阪市等）へ視察及び協議、商談を行い、旬（1-3月）のガザミを“豊幸がに”として、タグやステッカーを添付して、県外市場（大阪市等）へ出荷することで、認知度を高め流通の拡大に取り組む。 漁協は、その他の魚種についても関係漁業者と連携しつつ、同様の共同出荷の可能性について検討し、結論を得たものから試験的に実施する。</p> <p>○直売（宇佐市長洲「浜の市」） 全漁業者は漁協とともに、3月から12月の間の毎月最終日曜日に「浜の市」を開催し、水揚げした魚介類等を直接販売することで、販路の拡大と魚価の向上に取り組む。 浜の市については、先進地視察等により多くの情報を収集するとともに、消費者の反応等を分析し、集客率や販売数量の拡大について検討し、改善策を随時実施する。更に、常設の直売所の設置について、これまでの検討状況を踏まえ、方向性を決定する。 また、大都市圏（福岡市等）で、直売会等を開催し、宇佐水産物の普及とPRを図る。</p> <p>○加工品開発の推進 漁協女性部は漁業者の協力を得て、地元の旬の食材を利用した商品（ハモ丼、イカ天丼、タコ飯等）を開発する。これまでの販売結果等を踏まえ、売れ筋商品を選定し商品化を図る。 また、漁協は6次産業と連携し骨切りハモの販売を推進する。</p> <p>○種苗放流・資源保護 採貝漁業者は、アサリ母貝の放流及び稚貝の管理・保護（被覆ネット等）を26年度に策定した計画に基づき実施する。 建網漁業者は、クルマエビ種苗を囲い網により中間育成後、放流する。 小型底曳き網漁業者は、ヨシエビ種苗を放流する。 小型底曳き網及び建網等漁業者は、ガザミ種苗を放流するとともに、抱卵したガザミについては、資源保護のため船上再放流（甲羅に白ペンでトルナと記載）及び漁港内で畜養し孵化させた後に再放流する。 流し網漁業者はサワラ種苗を放流する。 種苗放流にあたっては、漁業者は、県等関係機関とともに効果的な放流手法等について調査研究する。</p> <p>○干潟再生 全漁業者は、干潟域の「耕うん」「食害生物の除去（魚類）」「潮流を制御し渦流を発生させる構造物を設置し稚貝等の沈着促進」「好漁場へのアサリの移植」を実施し、県等の指導をうけながら取組効果のモニタリングを行い、生産機能が低下した干潟を再生することで資源量及び漁獲量の増大に取り組む。</p> <p>○漁場環境改善 漁業者と漁協は、県に対して漁場堆積物の除去と耕耘による漁場環境改善及び浅海域に増殖場（藻場）の造成の効果的な事業実施に協力する。</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業収入を7.9%向上する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>○省燃油活動の推進 全漁業者（採貝・採藻を除く）は、定期的な船底清掃による抵抗削減や減速航行、積載物の軽量化等により燃費の向上に取り組む。</p>

	<p>○省エネ機器の導入</p> <p>小型底曳き網及びのり養殖漁業者（一部のみ）は、26年度に導入した省エネ性能の優れた機器により燃費の向上に取り組む。</p> <p>漁協は、省エネ機器の導入について推進する</p> <p>上記の取組により、基準年より漁業コストを4.0%削減する。</p>
活用する支援措置等	水産環境整備事業

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関連機関との連携

<p>取組を推進するため、再生委員会構成員である大分県北部振興局農山漁村振興部水産班、宇佐市経済部林業水産課、大分県漁業協同組合宇佐支店の間の連携強化を図る。</p> <p>また、次のとおり関連する機関との連携を図る。</p> <p>(1) 漁場環境の改善や資源量の増大のため、研究機関（大分県農林水産研究指導センター水産研究部浅海チーム・大学水産学部など）との連携</p> <p>(2) 魚食普及や後継者対策のため、教育機関（小中学校など）との交流</p> <p>(3) 先進した取組を実施する自治体や漁協（漁業者）との情報交換・交流</p> <p>(4) 流通体制の強化・拡大のため、民間事業者（流通・販売など）の活用</p>

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
		目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能発揮対策事業	耕耘や機能低下を招く生物除去、稚貝等の沈着促進、機能発揮のための生物移植を実施し、生産機能が低下した干潟を再生することにより資源量及び漁獲量を増大させ、漁業収入の向上に取り組む。
水産環境整備事業	漁場堆積物の除去と耕うん、浅海域に増殖場（藻場）を造成し、海域全体の基礎生産力を向上により資源量及び漁獲量を増大させ、漁業収入の向上に取り組む。
省燃油活動推進事業	燃油消費量を減らす減速航行を実施し、漁業コストの削減に取り組む。
省エネ機器等導入推進事業	省エネ性能の優れた漁業用エンジンを導入し、漁業コストの削減に取り組む。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。